

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）及び女性活躍推進法（以下「女性活躍法」という。）に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

2. 目標と取組内容

(1) 次世代法に基づく目標

目標1：計画期間中の育児休業取得率を100%とする

取組内容：出産を予定する職員や配偶者が出産を予定する職員に対し、出産・育児に関して利用できる財団の制度及び給付金など行政の諸制度について個別説明を実施する等、制度の活用を促進する。

目標2：計画期間中の月別平均残業時間数を以下のとおりとする。

正職員：18.0時間、嘱託職員等：2.0時間、パート職員：0.5時間

※ 令和6年4月1日～令和7年3月31日実績

正職員：19.7時間、嘱託職員等：2.3時間、パート職員：0.6時間

取組内容：① 月々の個人別の残業時間数を把握する。

② 業務内容の見直しや業務分担の調整等を必要に応じ行う。

(2) 女性活躍法に基づく目標

目標3：計画期間中の年次有給休暇取得率を以下のとおりとする。

正職員：70%、嘱託職員等：60%、パート職員：50%

※ 令和6年4月1日～令和7年3月31日実績

正職員：69.8%、嘱託職員等：59.9%、パート職員：49.0%

取組内容：① 個人別の年次有給休暇の取得率の確認を行う。

② 取得の促進と周知を継続的に行う。

【女性の活躍に関する情報公表（令和7年3月31日）】

労働者に占める女性労働者の割合

（正職員）	47.5%
（嘱託等職員）	71.4%
（パート職員）	80.9%
（全体平均）	64.6%

年次有給休暇取得率

（正職員）	69.8%
（嘱託職員等）	59.9%
（パート職員）	49.0%
（全体平均）	61.7%